

国際協定の締結等に伴う
漁業離職者に関する臨時措置法の
改正について



国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の 一部改正について

1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

(1) 目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

(2) 経緯

昭和52年に2年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和54年に4年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

(3) 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施

(4) 法の有効期限

平成25年6月30日失効

2 改正の内容

法の有効期限を平成30年6月30日まで延長すること

3 有効期限を延長する必要性

我が国の漁業をめぐる国際環境は

- ・ まぐろ類等の保存・管理措置の強化、
 - ・ ロシア連邦政府による流し網の禁止等の規制の強化、
- など依然として厳しい状況にあり、今後も国際協定の締結等による減船が行われ、多数の漁業離職者が発生する可能性がある。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策

漁業協定に基づく規制の強化、漁業交渉による漁獲割当の変動等



漁業離職者の発生



離職者が船員となる場合、法第6条の2の特例規定に基づき、国土交通省(地方運輸局)において、職業訓練に係る特別の措置、漁業離職者求職手帳の発給、就職指導及び就職促進手当等の給付金の支給(※)を実施している。

※内容は厚生労働省(公共職業安定所)による支援とほぼ同様

<漁業離職者に対する支援>

第4条

漁業離職者求職手帳の発給

第3条

職業訓練の実施

<事業主に対する支援>

第5条

就職指導の実施

第6条の3
職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

- 就職促進手当
(求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当
(訓練受講期間に支給される給付金)
- 広域求職活動費
(広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費
(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金
(公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

事業主に対して支給

- 職場適応訓練費
(作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金
(就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

再就職

最近の我が国の漁業をめぐる国際環境について

我が国の国民一人当たりの魚介類消費量は、この30年間でほぼ横ばいで推移しているが、中国では5倍、米国では1.4倍、EU15カ国では1.3倍に増加している。

欧米での健康志向の高まりや、中国、インド等の経済発展により、世界の食用水産物の需要は年々増大している。更に、世界人口は急激に増加し、2050年には91億人と現在の約1.5倍に達すると見込まれており、世界的な水産物需要の増大に加えて、人口増加により水産物需要は更に高まると考えられる。

一方、国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の海洋水産資源の約半分が満限利用の状態、4分の1が過剰利用・枯渇の状況にあり、世界の海洋資源が今後の水産物需要の増大に持続的に対応することが極めて難しい状況にある。

このような状況から、我が国周辺を含めて世界の漁場において、今後、水産物需要により漁獲圧力が高まることが予想されるが、水産資源管理の観点から、これを抑制するための更なる漁獲規制が強まる潜在的可能性が常に存在している。

1 まぐろ類等の保存・管理措置の強化

海洋を広く回遊する高度回遊性魚種であるかつお・まぐろ類については、国連海洋法条約を踏まえ、大西洋まぐろ類保存国際委員会をはじめとする5つの地域漁業管理機関において、資源管理が行われている。

資源状況の悪化が懸念されているまぐろ類については、地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理を図るため、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定などの取組により漁獲規制が年々強化されているところである。

今後も、水産資源の適切な保存管理を図る観点から、漁獲規制の強化が課せられる可能性がある。この他にも、ソマリア沖海賊の活動水域が拡大しており、インド洋水域の大半で操業を行う事が困難な状況にある。関係する漁業として、まぐろ延縄漁業等がある。

2 日韓漁業協定・日中漁業協定の枠組みに基づく規制の強化

平成11年1月に発効した日韓漁業協定に基づき、両国の排他的経済水域では、自国の排他的経済水域における海洋生物資源の状態等を考慮し、沿岸国が相手国漁船に対する漁獲割当量や許可隻数枠を決定するとともに、暫定水域においては、旗国主義のもと両国が協議を通じ適切に管理することとされている。

しかしながら、近年、両国の排他的経済水域の海洋生物資源は総じて減少傾向にあり、資源管理のための規制強化が不可避な状況にある。また、暫定水域においては、韓国側は政府間協議に応じず、漁場が韓国漁船によって事実上占拠されていることから、我が国漁船の操業に支障を来すとともに、実効ある資源管理措置が未だに導入されていないことから、海洋生物資源の枯渇が懸念されている。

このような状況により、韓国の排他的経済水域における日本漁船の漁獲割当量及び許可隻数枠は漸次削減されており、来年以降も、その傾向が続く可能性が高い。また、

暫定水域における韓国漁船の漁場占拠と資源状態の悪化は来年以降も続くと考えられ、我が国漁業者がおかれている状況はさらに悪化する可能性がある。

また、平成12年6月に発効した日中漁業協定は、①両国の排他的経済水域では、沿岸国が相手国漁船に対する漁獲割当量等を決定する、②東シナ海の一部水域を暫定措置水域とし、日中漁業共同委員会を通じた共同管理を行うこと等を内容としている。

今後、中国の排他的経済水域において中国の決定内容によっては漁獲割当量の大幅な削減を強いられるおそれがある。また、暫定措置水域では、漁業資源が悪化しており、資源管理の強化が必要な状況となっていることから同水域の共同管理についても、今後、漁業資源への圧力の削減が決定されることにより、我が国の漁業に対して新たな規制が強いられる可能性がある。

関係する漁業として、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、まき網漁業、東シナ海はえ縄漁業などがある。

3 ロシア連邦政府による規制の強化

ロシア連邦周辺水域においては、日ソ漁業協力協定及び日ソ地先沖合漁業協定に基づき、毎年行われる協議を通じて我が国に漁獲量の割当てが行われている。ロシアでは、他国へ漁獲割り当てをすることに対し、根強い批判があるほか、我が国を含めた流し網漁を規制すべきとの意見が極東の沿岸漁業者や環境保護団体から出されていることから、我が国への漁獲割当量の確保は予断を許さない状況にある。

関係する漁業としてさけ・ます流し網漁業、沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、たら等はえ縄漁業等がある。

最近の漁業交渉のスケジュールについて

(平成24年8月調査時点版)

年	月	交渉等の名称	概要
平成 24年	2	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づき、双方のEEZ内の漁獲割当等
	3	日ソ漁業協力協定(さけ・ます)に基づく協議	日ソ間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保
	5	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づき、双方のEEZ内の漁獲割当等
	5	インド洋まぐろ類委員会(IOTC)年次会合	漁獲能力の管理導入(メカジキ・ビンナガ)
	6	全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)年次会合	東部太平洋メバチ・キハダ資源管理措置の改定
	10	みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)年次会合	遵守措置の強化(蓄養ミナミマグロの管理等)
	11	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)年次会合	漁獲証明制度の対象種の拡大 (対象種をクロマグロからのその他のマグロ類にも拡大) クロマグロ漁業以外の漁業の遵守強化
	11	日ソ地先沖合漁業協定に基づく協議	日ソ間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保
	12	中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)	中西部太平洋メバチ・キハダ資源管理措置の改定
平成 25年	2	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づき、双方のEEZ内の漁獲割当等
	3	日ソ漁業協力協定(さけ・ます)に基づく協議	日ソ間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保

※ EEZ・・・排他的経済水域(Exclusive Economic Zone)

主要な国際条約等の概要

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約</p> <p>略称 ICCAT 署名 昭 41.5.14 発効 昭 44.3.21</p>	<p>条約に基づき設置される大西洋まぐろ類保存国際委員会での協議を経て、地中海を含む大西洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲量規制等の保存管理措置を決定すること。</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>みなみまぐろの保存のための条約</p> <p>略称 CCSBT 署名 平 5.5.10 発効 平 6.5.20</p>	<p>条約に基づき設置されるみなみまぐろ保存委員会での協議を経て、みなみまぐろの総漁獲可能量及び締約国に対する漁獲割当量等を決定すること。</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約（全米熱帯まぐろ類条約）</p> <p>略称 IATTC 署名 昭 24.5.31 発効 昭 25.3.3 加盟 昭 45.7.1</p>	<p>条約に基づき設置される全米熱帯まぐろ類委員会での協議を経て、東太平洋におけるきはだ・かつおの漁獲規制等、かつお・まぐろ類の保存管理措置を決定すること。</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>インド洋まぐろ類委員会設置協定</p> <p>略称 IOTC 発効 平 8.3.27</p>	<p>インド洋まぐろ類委員会を設置し、インド洋におけるかつお・まぐろ類の保存及び最適利用の促進を図ること。</p>	<p>まぐろはえ縄・まき網漁業</p>
<p>中西部太平洋まぐろ類条約</p> <p>略称 WCPFC 署名 平 12.9.5 発効 平 16.6.19 加盟 平 17.7.8</p>	<p>条約に基づき設置される中西部太平洋まぐろ類委員会での協議を経て、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲規制等の保存管理措置を決定すること。</p>	<p>まぐろはえ縄・まき網漁業</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定</p> <p>略称 日中漁業協定 署名 平 9.11.11 発効 平 12.6.1</p>	<p>日中双方の漁船の相手国排他的経済水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日中漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。</p> <p>東シナ海に暫定措置水域を設定し、日中両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定</p> <p>略称 日韓漁業協定 署名 平 10.11.28 発効 平 11.1.22</p>	<p>日韓双方の漁船の相手国排他的経済水域における漁獲割当量等の操業条件は、協定に基づき設置される日韓漁業共同委員会での協議後、各国政府が決定すること。</p> <p>日本海と東シナ海に暫定水域を設定し、日韓両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業 沖合底びき網漁業 大中型まき網漁業等</p>
<p>漁業に関する日本国政府とニュー・ジブラント政府との間の協定</p> <p>略称 日-NZ漁業協定 署名 昭 53.9.1 発効 昭 53.9.1 失効 平 9.9.30</p>	<p>NZ排他的経済水域における操業隻数等について、毎年NZ政府が我が国に対し通報すること等</p>	<p>遠洋底びき網漁業 いか釣り漁業</p>
<p>漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定</p> <p>略称 日ソ漁業協力協定 署名 昭 60.5.12 発効 昭 60.5.13</p>	<p>ロシア系さけ・ます（溯河性魚種）の我が国による漁獲は、協定に基づき設置される日ソ漁業合同委員会での協議を経て、両政府間で合意される条件に従って行われること等。</p>	<p>さけ・ます漁業</p>
<p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定</p> <p>略称 日ソ地先沖合漁業協定 署名 昭 59.12.7 発効 昭 59.12.14</p>	<p>日ロ双方の漁船の相手国排他的経済水域における漁獲割当量等操業条件は、協定に基づき設置される日ロ漁業委員会での協議の後、資源状態、自国の漁獲能力等の関連要因を考慮の上、各国政府が決定すること等。</p>	<p>沖合底びき網漁業 遠洋底びき網漁業 たら等はえ縄漁業等</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約</p> <p>略称 ベ公海漁業条約</p> <p>署名 平 6.84</p> <p>発効 平 7.12.8</p>	<p>ベーリング公海におけるすけとうだら資源の漁獲可能水準及び国別割当量を設定すること。</p>	<p>遠洋底びき網漁業</p>
<p>第46回国連総会決議(平成3年12月21日)</p>	<p>第46回国連総会において、公海大規模流し網漁業について以下の措置等が決議された。</p> <p>(1) 1992年6月までに漁獲努力量を半減すること。</p> <p>(2) 1992年12月までに停止すること</p> <p>これを受け、平成5年度から平成7年度において、いか流し網漁業を停止するとともに、かじき等流し網漁業について、公海における操業を停止し、我が国排他的経済水域内のみの漁業として再編</p>	<p>いか流し網漁業 かじき等流し網漁業</p>

特定漁業一覧表

平成24年9月1日現在

- 1 沖合底びき網漁業
- 2 以西底びき網漁業
- 3 遠洋底びき網漁業のうち、①北方トロール、②転換トロール、③北転船
- 4 遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 5 北洋はえ縄・さし網漁業
- 6 遠洋かつお・まぐろ漁業（改正前の指定漁業を定める政令第一項第十号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 7 中型さけ・ます流し網漁業
- 8 遠洋かつお・まぐろ漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（次号において「指定漁業を定める政令」という。）第一項第八号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 9 近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 10 小型さけ・ます流し網漁業
- 11 ニュージーランドいか釣り漁業
- 12 いか流し網漁業
- 13 日本海さけ・ますはえ縄漁業
- 14 たら等はえ縄漁業
- 15 たら等はえ縄漁業（すけとうだらをとることを目的とする漁業を除く。）
- 16 かじき等流し網漁業

※ 特定漁業については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令で定めている

特定漁業労働者数等

平成24年4月1日現在

号数	特定漁業名	漁船数(隻)	労働者数(人)
1	沖合底びき網漁業	33	約660
2	以西底びき網漁業	13	約150
3	遠洋底びき網漁業のうち ①北方トロール、②転換トロール、③北転船	6	約200
4	遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地 先沖合で操業するもの	1	約15
6, 8	遠洋かつお・まぐろ漁業 (うきはえなわによりまぐろ等をとるもの)	273	約5,000
7	中型さけ・ます流し網漁業	20	約360
9	近海かつお・まぐろ漁業	37	約370
10	小型さけ・ます流し網漁業	20	約180
11	ニュージーランドいか釣り漁業	2	約40
14,15	たら等はえ縄漁業	20	約220
合 計		425	約7,195

特定漁業離職者求職手帳(漁臨法関係)発給状況等

年 度		公共職業安定所における状況			地方運輸局等における状況		
		発給件数	年度末所持件数	就職件数	発給件数	年度末所持件数	就職件数
平成	14年度	0	58	0	0	80	0
	15年度	0	2	3	0	77	1
	16年度	0	0	1	0	0	0
	17年度	0	0	0	0	0	0
	18年度	0	0	0	0	0	0
	19年度	0	0	0	0	0	0
	20年度	0	0	0	0	0	0
	21年度	4	5	0	263	102	175
	22年度	1	4	1	8	55	39
	23年度	1	3	3	0	20	13
累計 (昭和53年1月～ 平成24年3月)		1,424	-	918	14,445	-	6,833

(注)年度末所持者数については、運輸局からの移管受、運輸局への移管発を反映した数値。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法関連予算

項目	24年度予算	25年度要求	増減
(厚生労働省分)	千円	千円	千円
就職促進手当	2,486	4,000	1,514
(訓練待機に係るものを含む。)			
訓練手当	0	0	0
広域求職活動費	0	0	0
移転費	0	0	0
就業支度金	0	0	0
職場適応訓練費	0	0	0
特定求職者雇用開発助成金	0	0	0
小計	2,486	4,000	1,514
(国土交通省分)	千円	千円	千円
就職促進手当	0	2,049	2,049
訓練待期手当	0	0	0
技能習得手当	0	69	69
移転費	0	0	0
自営支度金	0	0	0
再就職奨励金	0	0	0
雇用奨励金	0	0	0
小計	0	2,118	2,118
総計	2,486	6,118	3,632